



頼んでいない商品が届いたら

請求書も同梱されていて…

(Mさんのケース 75歳女性)

私宛に荷物が届き、特に確認せず受け取った。

開封すると化粧品と請求書が入っていて、商品代金と送料、支払方法はクレジットカードなどと書かれていた。

化粧品を注文した覚えはないし、家族や知人に聞いても送っていないと言われた。どうしたらよいか。

海外から送られてきた

(Sさんのケース 80歳女性)

郵便受けに国際郵便が届いたが、何も頼んだ覚えはない。

私の住所や名前は合っているが、差出人がわからない。開封していないが、どうしたらよいか。

ようだが…

※実際にあった相談に基づき、一部修正しています。



後で請求されても…



処分しました。支払い？しませんよ！

特定商取引法の改正により、注文や契約をしていないのに届いた商品(荷物)は、受け取ってすぐ処分できることになりました。

その商品の代金の請求や、返品・補償を迫られても対応は不要です。誤って支払った金銭は返還請求できます。

海外から送付された場合も適用されます。

アドバイス

- 未開封品は受取拒否できる場合があります。配達業者に確認しましょう。その際、送り主や商品名をメモしておきましょう。
- 不審な請求はないか、定期的にクレジットカードの明細をチェックしましょう。



贈り物、懸賞等の当選品ということもあります。確認しましょう。

困ったときは、すぐ消費生活センターにご相談ください。

食べるな危険!

毒キノコに注意!

毎年夏から秋にかけて有毒キノコを原因とする食中毒が発生しています。山林等に自生するキノコを自己判断で採取し食べると、毒キノコによる食中毒を起こす危険があります。

食用のキノコと確実に判断できないキノコは、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう注意してください。



こんなことに注意しましょう

- 図鑑等を用いての自己判断は行わない。
- キノコの見分け方には俗説や通説が多いので注意する。
- キノコを食べて体調が悪くなったなら、すぐに医師の診察を受ける。

くらしにちょっと役立つ

豆知識

1. 特別なことをせずに、災害時などの非常食を準備できます。
2. 食べなれた好みの缶詰、レトルト食品など保存の効く物を準備します。
3. 定期的な、古い物から順に食べます。食べた分は新しく買い足します。

ローリングストック法

いつもの食品を非常時の備えに

消費生活のふへほ

インターネット通販で「初回限定五百円」「お試し価格」とうたい、あたかも商品を格安、1回限りで提供するように表示しながら、高額の定期購入の契約を結ばせる手を防ぐため、特定商取引法が改正されました。

事業者は、申込画面に定期購入の要となる期間や総量、価格などの契約条件を表示することが義務付けられ、これらを表示しない、消費者を誤認さ

特定商取引法の改正 通信販売の定期購入

また、消費者が定期購入できないと明確に判断できない表示によって申し込みをした場合、契約を取り消せるようになります。今回の改正で取引の改善が期待されますが、私たち消費者が気をつけることも大切です。規約や購入・返品条件の確認、申込画面の保管などを心掛けましょう。

困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください

消費者ホットライン

いやや!

188

局番なし188番にお電話ください。お近くの相談窓口につながります。

埼玉県消費生活支援センター 相談窓口

川口：☎ 048-261-0999

熊谷：☎ 048-524-0999

受付時間 9:00～16:00 月～金(祝日・12/29～1/3を除く) 川口は土曜日でも受付します。



「彩の国くらしレポート」



埼玉県マスコット「さいたまっち」

彩の国くらしレポートについてご意見、ご感想、お気づきの点等ございましたら下記までお寄せください。

編集・発行 ● 埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIP シティ A1 街区 2階 TEL: 048-261-0975 / FAX: 048-261-0962 /

E-mail: m4308772@pref.saitama.lg.jp ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/index.html>

再生紙を使用しています。